

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の 支給要件の見直しについて

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給要件の見直しについて

2024（令和6）年9月18日 支給要領改正

見直しの趣旨

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）は、高年齢者や障害者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

令和4年度に「人への投資」の施策パッケージとして、成長分野への労働移動支援を目的に成長分野メニュー(①)を創設し、令和4年12月に人材育成による賃上げを目的に人材育成メニュー(②)を創設。

今般、当該コースのより効果的な運用を図るため支給要件の見直しを行ったもの。

見直しの概要（令和6年10月1日の雇入れより適用）

○就労経験の要件の見直し 【①②のメニューに共通】

<p>(現行)</p> <p>就労の経験が過去に通算1年以上ない場合であって、就労の経験には、<u>パート・アルバイト等の就労も就労経験期間に含む。</u></p>	<p>(見直し後)</p> <p><u>過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合</u>とするとともに、<u>パート・アルバイトの経験は就労経験期間に含めない。</u></p> <p>ただし、パート・アルバイトであっても正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる業務に従事していた期間は就労経験に含むこととする。また、過去10年の間に通算5年以上当該業務において正規雇用労働者としての就労経験がある者は除く。</p>
--	---

○訓練時間要件の例外的追加 【②のメニューのみ】

<p>(現行)</p> <p>「一定の技能を必要とする業務」に従事する者を育成する目的で、実施する教育訓練は<u>「50時間以上」の訓練</u>であること。</p>	<p>(見直し後)</p> <p>「一定の技能を必要とする業務」に従事することを可能にする教育訓練として、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付の講座のうち公的職業資格の取得を目的とした講座を<u>追加</u>し、当該訓練については、<u>50時間未満の訓練であっても助成対象</u>とする。</p>
--	--

1 事業の概要

特定求職者雇用開発助成金の基本4コース※¹の対象者であって未経験分野への就職を希望する者を雇い入れた事業主に高額助成(通常コースの1.5倍)を行う。

- ①成長分野メニュー：成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、雇用管理改善等に取り組む事業主が対象
- ②人材育成メニュー：就労経験のない職業※²に就くことを希望する者を雇い入れ、人材育成※³を行った上で賃金引き上げ※⁴を行う事業主が対象

※¹：特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース

※²：①の成長分野以外も対象 ※³：人材開発支援助成金を活用した50時間以上の訓練などが対象 ※⁴：雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要

2 事業の概要・スキーム

① 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成(通常コース60万円~240万円の1.5倍となる90万円~360万円)を行う。

② 就労経験のない職業※¹に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※²を行ったうえで賃金引き上げ※³を行う事業主に対して、高額助成(通常コース60万円~240万円の1.5倍となる90万円~360万円)を行う。

※¹ ①の成長分野以外も対象。

※² 50時間以上の訓練などが対象。

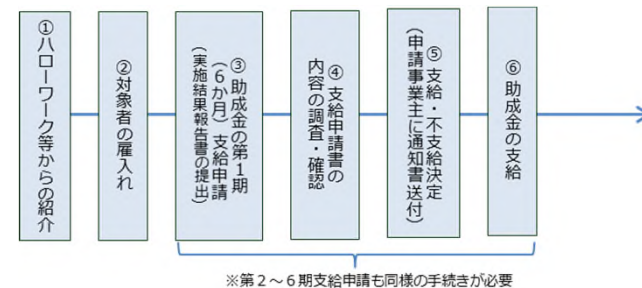
※³ 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 実施主体等

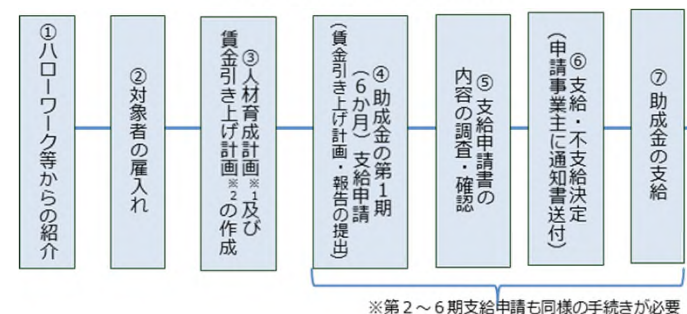
実施主体：国

事業実績：支給決定件数(令和5年度)1,187件

① の支給までの流れ



② の支給までの流れ



※¹ 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※² 「賃金引き上げ計画」の計画期間(最大3年)終了後の「報告書」の提出をもって高額支給